



判定結果	申告方法	注意事項
確定申告	①税務署の申告会場で申告 ②インターネットで申告 ③市の申告会場で申告	確定申告をすれば、住民税の申告は不要です。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に記入漏れがないようご注意ください。
住民税の申告	①市の申告会場で申告 ②税務収納課へ提出(郵送可)	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
申告不要	原則不要	

[注意]

- このフローチャートは、一般的な事例です。ここに掲載されていない事例は、税務収納課までお問い合わせください。
- 次の申告は、市の申告会場では受け付けできません。(作成済みの申告書の提出は可能)
- 垂崎市に住民登録がない方の申告
- 青色申告または消費税の申告
- 土地・家屋や株式などの譲渡所得の申告
- 雑損控除・外国税額控除の申告
- 中古住宅の購入、増改築、バリアフリー改修、住宅耐震改修、省エネ改修による住宅借入金等特別控除の申告
- 住宅取得のため資金贈与を受けた方の申告
- 過年度(令和6年分以前)の確定申告や準確定申告